

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

第1面 A・B・C・D・E・F

※ 認定番号

技能実習計画 認定申請書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

申請者

次の技能実習計画について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条第1項の認定を申請します。

(団体監理型技能実習に係るものである場合)

申請に係る技能実習計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理団体

(注意)

※印欄には、記載しないこと。

別記様式第一号第一面を次のように改める。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八條第一項、第二十一條第一項、第二十二條、第二十三條第二項(同法第三十二條第二項において準用する場合を含む)、第四十二條第二項及び第四十五條の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和二年十二月二十五日  
厚生労働省(第三号)の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 田村 憲久  
法務大臣 上川 陽子

○厚生労働省令第九号

別記様式第10号 (第23条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

※実施状況報告  
受理番号

実施状況報告書

令和 年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第21条第1項の規定により、  
下記のとおり技能実習の実施の状況に関する報告書を提出します。

記

1 報告対象期間		令和 年4月1日 ~ 令和 年3月31日			
2 実習実施者	①実習実施者届出受理番号 (ふりがな)				
	②氏名又は名称				
	③住所	〒 - (電話 - - )			
	④業種	大分類 ( 、 ) 小分類 ( 、 )			
	⑤職種 (最も多く受け入れているもの)	コード番号 ( ) 職種名 ( )			
3 報告対象技能実習生数 (上記1の期間中の在籍者に限る。入国後講習中の者は除く。)		第1号 人、第2号 人、第3号 人			
4 技能検定等受検状況 (上記3の技能実習生に限る。)	試験区分		修了者数	うち受検者数	うち合格者数
	①基礎級程度 (第1号修了者)	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
	②3級程度 (第2号修了者)	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
	③2級程度 (第3号修了者)	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
5 労働条件等			第1号技能実習生 (入国後講習中の者を除く。)	第2号技能実習生	第3号技能実習生
	(1) 実労働日数		平均 日/月	平均 日/月	平均 日/月
	(2) 所定内実労働時間数 (実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの。)		平均 時間/月	平均 時間/月	平均 時間/月
	(3) 超過実労働時間数 (早出、残業、休日労働等)		平均 時間/月	平均 時間/月	平均 時間/月
	(4) きまって支給する現金給与額 (超過労働給与額を含む。)		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	①うち超過労働給与額 (時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等)		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	②うち通勤手当		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	③うち精皆勤手当		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	④うち家族手当		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	(5) 上記1の期間中の賞与、期末手当等特別給与額		平均 円	平均 円	平均 円

別記様式第三号、別記様式第四号、別記様式第七号及び別記様式第九号中「㊦」を削る。  
別記様式第十号を次のように改める。

(6) 控除額							
	①食費	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
	②居住費 (水道、光熱費含む。)	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
	③税・社会保険料	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
	④その他	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
(7) 昇給率	①第2号移行時			平均	%		
	②第3号移行時					平均	%
6 技能実習の継続が困難となった技能実習生数 (上記1の期間中に限る。)		(うち行方不明者数、割合)				人	
7 他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び 実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無				人数			人
				登録の有無	有・無		
8 地域社会との共生 に向けた取組の実施 状況	取組概要						
	①日本語学習支援						
	②地域社会との交流の機会の提供						
	③日本文化を学ぶ機会の提供						
9 備考							

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 2欄の④は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
- 3欄は、技能実習の終了時点(「技能実習実施困難時届出書」を提出した場合を含む。)又は3月31日時点での区分(第1号から第3号まで)に応じた人数を記載すること。
- 5欄の(1)～(6)は、3欄に記載した技能実習生について、区分ごとの平均を算出すること。
- 5欄の(4)の算出に当たっては、月中で技能実習を開始又は終了したことにより当該月の給与額が1か月分に満たない場合は、当該額を除いて1か月あたりの平均額を算出すること。
- 5欄の(7)は、1欄の期間中に第2号又は第3号へ移行した者がいる場合は、当該者の賃金の上昇率(複数人の場合はそれらの賃金の平均上昇率)を記載すること。
- 6欄の行方不明者の割合は、3欄の人数に占める割合を算出すること。
- 8欄は、該当があれば取組概要を記載した上、その具体的内容が分かるものを必要に応じて添付すること。
- 9欄は、報告担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第十一号、別記様式第十五号及び別記様式第十六号中「㉞」を削る。  
 別記様式第十七号中「㉞」を削り、「㉟」を「㊱」に改める。  
 別記様式第十八号、別記様式第十九号、別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「㉞」を削る。

附則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○法律省令第一号

水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)を実施するため、水洗炭業者保証金規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

法務大臣 上川 陽子

経済産業大臣 梶山 弘志

水洗炭業者保証金規則の一部を改正する省令

水洗炭業者保証金規則(昭和三十三年法律省令第一号)の一部を次のように改正する。  
 各様式中「㉞」を「㉟」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○法律省令第二号

鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)を実施するため、鉱害賠償供託金配当令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

法務大臣 上川 陽子

経済産業大臣 梶山 弘志

鉱害賠償供託金配当令施行規則の一部を改正する省令

鉱害賠償供託金配当令施行規則(昭和三十三年法律省令第一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(権利の調査)

(権利の調査)

第三条 令第五条第二項の規定による権利の調査の手続は、経済産業大臣若しくは経済産業局長又はそれらの指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

第三条 令第五条第二項の規定による権利の調査の手続は、経済産業大臣若しくは経済産業局長又はそれらの指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

2 申立人、令第四条第一項の期間内に権利の申出をした者、賠償義務者又は当該鉱害が生じている地の市町村長(以下「関係人」という。)は、病気その他やむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、本人が記名した口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。

2 申立人、令第四条第一項の期間内に権利の申出をした者、賠償義務者又は当該鉱害が生じている地の市町村長(以下「関係人」という。)は、病気その他やむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、本人が署名押印した口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。

様式第一及び様式第二中「㉞」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。